

労働力の価値法則について

相原, 陽

<https://doi.org/10.15017/2920517>

出版情報 : 経済論究. 9, pp.24-41, 1961-05-20. 九州大学大学院経済学会
バージョン :
権利関係 :

労働力の価値法則について

相 原 陽

はじめに

従来、同一労働同一賃金の原則をめぐる幾多の論争がなされてきたが、方法論的には、必ずしも統一的な説明がなされたとはいえない。奥田八二氏はつぎのようにのべておられる。

「それは、ほとんどすべての論者にとつてすでに信仰的ともいえるほどに無批判にうけいられているいわば『男女差別価値説』である。つまり、同じ労働をしても、男子の労働力の価値は女子のそれよりも高い、なぜなら、通常男子は家族を扶養し、女子は家計補助的工場でしかないから、というのである。この差別価値説からすれば、同一労働同一賃金を価値から説明することができないのはあまりにも当然である。……（中略）……。同一労働同一賃金の要求は、価値法則の命ずるところであり、その実現への努力は實際上価格法則に即した賃金を指向する社会的動きの一環なのである」（『労働の価格法則について』社会科学論集第1集 153頁）

氏はここで従来からほとんど「信仰的」に、「無批判」にうけいられてきた「男女差別価値説」に対して、疑問を提出され、同時に、同一労働同一賃金の理論的解明は、価値法則から説明されねばならないという基本的態度を明らかにされている。本稿もまたこのような基本的立場に立つて、しからば、なぜ「男女差別価値説」は誤っているか、なぜ同一労働同一賃金の原則は、価値法則から説明されねばならないかを、より詳細に、方法論的に検討してみたいと思う。自からの立場を明らかにするために、便宜上、黒川俊雄氏、舟橋尚道氏、吉村励氏の所説にしたがつて論をすすめることにした。

「男女差別価値説」は、たしかに、多くの論者のうけいれるところとなっている。黒川俊雄氏もその代表的な人である。

「もちろん労働力の価値は労働者階級全体の平均として存在するのであるが、労働力の価値法則が作用するばあいに、資本家に対する労働者間の競争をとおして異つた種類の労働力の価値がそれぞれの労働者の労働の価格に格差を生ぜしめる。ところが熟練労働力と不熟練労働力のばあいのように、労働力の種類と労働の質の相違が一致するばあいもあるが、家族を養っている労働者の労働力とそうでない労働者の労働力、男子労働力と女子労働力、成熟労働力と未成熟労働力、などというばあいのように、労働力の種類と労働の質の相違が必ずしも一致しないばあいが多い」（『同一労働同一賃金』の原則と婦人労働問題」三田学会雑誌 第48巻第10号43頁）

みられるとおり、氏は労働力の価値を、最初は、「労働者階級全体の平均」と規定されるが、つぎには、価値法則の「作用」によつて、男女の労働力が、同じ労働をしたとしても、その労働には質的な差異があることを問題にされる。すなわち、女子の労働力の価値は、男子のそれよりも低いとされるのである。いわば、労働力の価値を「労働者階級全体の平均」とする規定から、論理的段階をとびこして、ただちに、男女労働力の価値差を説明されるのである。この両者の規定のあいだには、明らかに方法論的に飛躍がある。これでは労働力の価値を規定するに際して、なぜ「労働者階級全体の平均」といわれたのか、「平均」とはいつたいいかなる意味なのか、わからなくなつてしまう。

われわれは、労働力の価値をもつとも純粋に考察するためには、つぎのような前提をまず考慮に入れなければならない。すなわち、労働力の需要と供給が完全に一致していること、したがつて、労働力の需要と供給から生ずる一切の影響から解放されていることである。また、結局同じことではあるが、労働力の自由な移動が保障されていること、つまり、局部的にせよ労働力の需給の不一致が存在しないことである。あるいは、たとえ一時的に需給の不一致が存在したとしても、最終的には、需給が一致する条件が与えられていることが、こ

の場合必要である。労働力の価値は、まずこのような理論的前提のもとで考察される。その後において、剰余価値の法則、資本蓄積の一般法則の作用するより具体的な前提のもとで考察がなされるべきである。

まず、第一の前提のもとで考察をすすめよう。このような理論的想定のもとでは、男子労働力も女子労働力も、自然的条件の差異を別とすれば、何の差別もなく、能力に応じてそれぞれ労働しうる地位につく。そこでは、労働力市場は単一であり、抽象労働に差別がないように、労働能力にも差別がなく、男女別々の労働力市場は成立しない。したがって、この場合、男子労働力と女子労働力の差異は問題にならないのであつて、いわゆる単純労働力と複雑労働力の差が問題になるだけである。男女の労働力の差が区別されてあらわれるのはのちにのべるように、むしろ第二の前提のもとであり、労働力の需給のいわば、恒常的に不一致した段階である。だが、たとえ現実の現象としてあらわれたとしても、それは本質を示すものではなく、男女の労働力の価値に差があることを示すものではない。ところで、複雑労働力は、すべて社会的過程をとおして、いわゆる特別な修業なり熟練なりをもたない単純労働力に還えされる。いかえると、倍加された単純労働力としてあらわれる。ここでいう社会的過程とは、とりもなおさず、労働力の自由な移動と生産力の発展による単純労働力の過程によつて与えられるものである。

このような単純労働力の価値は、その再生産に必要な労働者階級全体の平均費用である。ここで平均という意味は、男女別々のグループに分けて、それぞれの平均を考えるのではなく、両者を含めた上での平均である。けだし、さきの理論的前提にしたがえば、男子グループと女子グループが別々にわかれて、それぞれの労働力の価値がきまる社会的機構は存在しないからである。したがって、黒川氏のような見解は、労働力の価値の決定因子（生活費、扶養費、修業費など）があらかじめわかつていて、それを男子労働者グループと女子労働者グループとに機械的に適用したというほかはないであろう。あるいは、機械的適用でないとすれば、現実に存在する男女差別賃金に眩惑されて、それを労働力の男女差別価値と理解されたことになるであろう。ここには、現象と本質との混同がある。この点を明らかにするために、氏の所説をいまして少し拝聴し

よう。

「すでにのべたように、労働力の価値は労働者とその家族に必要な生活手段の価値によつてきまる。それゆえ労働者の妻や娘もその労働力を売らねばならぬ。労働力の価値は夫や妻や娘のそれに分割される。それゆえ労働力の価値は階級全体の平均としては家族に必要な生活手段の価値をより少くしかふくまなくなつてくる。もちろん、資本主義の発展によつて増加する婦人労働者のなかには、子供や年老いた両親や、またときには、失業したり病氣したりしている夫をさへ扶養しなければならない者の数が増加してくるのであろう。けれども家族を養わねばならない者の数は、資本主義のもとでは、後でのべるような諸条件によつて、やはり、男子労働者のほうが婦人労働者よりは依然として多い。それゆえ、平均的には、男子よりも婦人の労働力の価値のほうが低いことになる。そこで婦人が男子とますます同じ仕事に従事するようになつても、資本家は婦人の賃金を男子のそれよりも一般に低く押し下げ、婦人労働者相互の競争は、資本家をして家族を扶養する婦人労働者に割の悪い賃金を押しつけることを可能ならしめる。」(前掲43~44頁)

みられる通り、前段では、労働力の価値が家族の上に分割される結果として、労働力の価値のうち家族の扶養費部分は、「階級全体の平均として」減少するとのべられ、家族の扶養費が男女の差別なく平均的に階級全体に分割されると考えられているようにも思われるが、後段では、明らかに、男子と女子の両グループにわけて、扶養費の分割を考えておられる。全く前後撞着しているというほかはない。男子と女子の両グループべつべつに、労働力の価値の分解部分である扶養費の分割が行われる社会的機構は、はたして存在するであろうか。否、そのようなものは存在しない。そこには、明らかに、労働力の価値の分解部分である扶養費と現実の個々の体験から割り出された扶養費の混同がみられる。^(註)それと同時に、労働力の価値の「分解」部分である扶養費を「構成」部分と混同している。

(註) 黒川氏は、男女の労働力の価値の差を規定するものとして、男子と同じ労働をしても、扶養費のほか、修業費や欲望水準のちがいをあげておられる。これらをも、労働力の価値の分解部分である修業費及び生活費と現実の経験との混同がみられる。(前掲 44~45頁参照)

すでにのべたように、労働力の価値を規定する場合には、まず、労働力の需給の一致した段階、あるいは、少くとも需給が一致する条件が与えられている段階で考えなければならない。労働力の価値が家族の上に分割される場合といえどもそうである。その後で、いわば、恒常的な需給不一致の場合、すなわち、資本蓄積の一般法則なり、剰余価値の法則なりの作用するより現実的具体的な事態について考察しなければならない。黒川氏の混乱は、このような考察の段階を区別されていないところから生ずる。かくして、現象と本質、現実と理論の混同が生じる。

さて、氏は女子の労働力の価値が、男子のそれより低い理由として、資本主義社会では、家族を扶養する女子労働者は、男子にくらべてその数が少いからだといわれる。だが、すでに明らかにしたように、労働力の価値は、社会的過程を通じて、全労働者階級の平均してきまるのであつて、男女別々にきまるのではない。そうだとすれば、同一の労働をしても、男女の間には厳然として賃金差が存在する現実をどう説明するか、という疑問が生ずるのである。

それは、価値法則の純粹に作用する段階からより具体的な段階に上向して説明しなければならない。すなわち、剰余価値の法則や資本蓄積の一般法則の作用する段階、いかえれば、労働力の需給の不一致が恒常的に存在し、労働力の自由な移動が著しく制限されている段階においてである。あるいは、相対的過剰人口の存在および労使の力関係の作用するより具体的な場においてである。相対的過剰人口の存在する条件のもとでは、労働者の賃金水準は価値以下に低下するが、同時に、労働力の価値も、需給の一致している場合に比べて低下する。けだし、一般的な低賃金水準は、一般的生活水準の低下をもたらし、それによつて労働者の生活費は、減少するからである。

ところで、このような状態のもとで存在する男女の賃金差は、労働力の価値の差によるものであろうか。もちろん、複雑労働力と単純労働力のちがいにもとづく賃金差は、労働力の価値の差によるものであるが、ここでは、その点を除外した上でもなお存在する男女の賃金差が、労働力の価値差によるものかどうかが問題なのである。この点について説明しよう。

資本主義社会に歴史的に存在する過剰人口は、一般的に、労働力の価値以下

の低賃金水準をもたらし、それゆえに、労働者の生活は、広範囲に亘つて、父や夫の賃金では不足とする状態が生じてくる。そこで、それを補うものとして婦女子の労働力の多くが、家計補助的な性格をもつて登場してくる。だが、相対的過剰人口の圧迫、労働力の移動の不自由、それらにもとづく資本の圧力の増大は、労働者相互間の競争を激化する。このような競争が激化している状態のもとで、婦女子の労働力の多くは、家計補助的なものとして登場したにすぎないので、家計補助の役割がある程度みたされるならば、低賃金に甘んずる傾向をもっている。いわば、女子労働力の多くは、男子労働力にくらべて、商品として売るといふよりも、それ以前の家計補助的な性格をもつて登場してくるのである。これが女子の賃金が男子のそれより低い理由である。ところが、このような状態が、歴史的に一定期間つづくと、男女の差別賃金は、常態となり、慣行となる。このような慣行は、われわれの目には、男女別々の労働力市場が存在するようにうつるのである。だが、このことは、男女の間に労働力の価値差があることと意味するのではなくて、女子労働力が「労働力という商品」への脱皮に際して、歴史的にゆがめられてきた結果なのである。いいかえると、女子労働力は、男子のそれにくらべて、価値法則の作用する範囲がせばめられてきた結果なのである。

男女別々の労働力市場が存在するかの観を呈する慣行の存在や女子労働力の商品化の遅れは、まずは、生活水準に比して賃金水準がそれに及ばないことに帰因する。だが、もつと基本的には、過剰人口の存在から生ずる労働力の需給の不一致や労働力の自由な移動が阻止されていることにもとめなければならない。したがつて、このような条件が、緩和または排除されていく過程では、男女別々の労働力市場が本来的に存在するかのとき幻想も、男女の間に労働力の価値差があるかのとき幻想も消えていくであろう。

ところで、現実には資本と対決する労働組合が存在し、これは労働者相互間の競争や失業の緩和の方向にはたらき、現実に存在する過剰人口の圧力をやわらげ、労働力の需給不一致の経済的影響を実質的にへらすものである。したがつて、労働運動の発展は、女子労働力の商品化をよりいつそうおしすすめ、価値法則の作用の範囲を拡大し、その結果として、男女の賃金差をちじめていく

であろう。この意味で、同一労働力同一賃金の要求は、価値法則に則つた「社会的運動の一環」なのである。

だが、「男女差別価値説」を信奉される黒川氏にとっては、同一労働同一賃金の原則を矛盾なく価値法則から説明できない。「それゆえ『同一労働同一賃金』の原則は実際と矛盾するのであつて、……社会主義の法則がその進路をきりひらいてくれるとともに、この原則はもはや実際と矛盾しなくなる」（前掲43頁）といわれ、現実の現象に惑わされて、結局において、同一労働同一賃金の原則を社会主義の原則とされ、価値法則から説明することを放棄される。しかし、労働の価格を価値法則から説明されようと試みられる黒川氏の姿勢は基本的に正しい。それゆえに、氏は同一労働同一賃金の要求は、舟橋氏のように、賃金の格差を問題にしているのではなくて、「賃金水準の引上げ」^(註)をも含んでいることを指摘されている。この指摘は正しい。このことについては、のちに明らかとなるであろう。

(註) 「やはり、労働者は、労働の質と必ずしも一致しない労働力の価値の差異や相対的過剰人口の圧力の度合の差異などにもとづく賃金の男女差、年令差、あるいは身分差等々については、いかなる労働者にも標準家族数を養うだけの賃金を最低保障することをめざしてこれらの賃金差を撤廃して賃金水準を引上げていくという方向で闘い、その過程で労働の質とその種類が一致する労働力の価値の差異にもとづく賃金格差すなわち複雑労働と簡単労働、重労働と軽労働における賃金格差を確立していくべきである」（『労働の価格法則』論の検討」経済評論 1959年2月号139頁）

二

舟橋尚道氏もまた「男女差別価値説」を無批判に容認されている。だが、この点についての考察はすでに行つたので、再びふれないようにする。ここでは、主として、労働力の価値と労働の価格に関連して、いわゆる「労働の価格法則」の検討をしようと思う。

労働力の価値と労働の価格について、舟橋氏はつぎのようにのべられる。

「労働力の価値規定は、個々の労働者の賃金を直接に決定するものでなく、労働者階級全体に適用されるものである。そして個々の労働者の賃金（労働の価格）は、あるいは労働力の価値以下に下り、あるいは労働力の価値以上

に上る。しかし、このような個々の労働者の賃金は、労働力の使用価値に比例して、いいかえれば、労働の価格の法則にもとづいて決定され、労働力の価値法則はこのような労働の価格法則を通して貫徹されるのである。」（『賃金の基礎理論についての覚書』経済学の諸問題 297頁）

みられる通り、氏によれば、労働力の価値法則は、個々の労働者の賃金を「直接に」決定せず、「究極的に」規定するのである。そして、個々の労働者の賃金を「直接に」決定するものは、「労働の価格法則」なのである。この法則は、「労働の分量に比例して、あるいは労働力の使用価値に比例して賃金が支払われるという相対的に独自の法則」（前掲 302～303頁）であるとのべられる。氏が「相対的に独自の法則」といわれる場合、何に対して相対的に独自ののか必ずしも明確でないが、論理の筋道からすれば、価値法則に対して「相対的に独自の法則」を意味しているようである。

ところで、氏が「労働の価格法則」を価値法則に対して、「相対的に独自の法則」として主張されるにいたつた根拠を示そう。その根拠には二つあると考えられる。

- (1) 「資本家が労働力を買うのは、それが一定の労働時間の対象化であるからではなく、資本に対して一定の使用価値をもっているからである。だから資本家は種々の労働力の再生産に必要な労働時間がどうであろうと（すなわち労働力の価値がどうであろうと）、同じ価値をうむ労働力を同じ価格で買う」（前掲 296頁）
- (2) 「ところで他の商品の場合は、使用価値はそれぞれ主観的に恣意的にしか評価されないから、そこにはなんらの通約性もない。しかし労働力の場合には、その使用価値は一様な価値をうむのであり、したがって使用価値自体が価値をうむ能力として評価可能なものになる。そこには労働力の使用価値を評価することのできる客観的条件ができておるといつてよいのである。かくして、賃金は労働力の価値ではなく使用価値——価値を生む能力——に比例して決定されることになる」（同上 297頁）

この両者は互いに関連しあつて、いわゆる「労働の価格法則」を「法則」として正当化しようとするものであるが、前者は「男女差別価値説」を前提とし

ているために、この「差別価値説」が誤つているとすれば、一時的、偶然的なものを法則と規定せざるを得ないことになり、後者は、この法則の「相対的独自性」を示すに急なあまり、同一労働同一賃金の原則を賃金の格差論からのみ説明する誤りをおかすことになる。

資本主義社会では、労働力の価値は労働の価格としてしか現象せず、労働の価格は労働力の価値がとる必然的な形態である。この両者の関係は、現象と本質の関係をなしている。したがつて、労働の価格（賃金）は、価値法則に規制されるわけだが、すでにのべたように、舟橋氏は「究極的には」賃金は価値法則によつて規定されても、「直接には」「労働の価格法則」によつて規定され、この法則の独自性を主張される。氏はこの「労働の価格法則」が、まず考察されるべき段階について、不完全ながら、つぎのようにのべておられる。

「しかしこのような法則はあくまで一般的な意味においてであり、つねに貫徹すると考えるべきではないであろう。なぜなら資本家は、『できるだけ僅かの貨幣で出来るだけ多くの労働を得ようと欲する。だから、彼が実践的に関心をもつのは労働力の価格とその機能によつて創造される価値との間の差額のみ』だからであり、労働力の使用価値の発現をなるべくただとりしようとするからである。」（前掲303頁）

ここからわかるように、氏のいわれるところは必ずしも明確ではないが、この労働の価格法則の存在を純粋に考察するためには、剰余価値の法則の具体的に作用する段階よりも、より抽象的な段階を考慮しておられることはたしかである。だが、氏が労働の価格法則を、「相対的に独自の法則」と主張される限り、価値法則の純粋に作用する理論的前提と同じ前提のもとで考察されなければならないであろう。

さて、氏がこの法則の相対的な独自性を主張するにいたつた、第一の根拠の検討に入ろう。すなわち、資本家は、「労働力の価値がどうであろうと、同じ価格をうむ労働力を同じ価格で買う」という命題が、労働力の需給が一致し、労働力の自由な移動が完全に保障されている段階で、あるいは、少なくとも需給の一致する条件の与えられている段階で、はたして法則としての独自性をたもちうるであろうか。これが問題である。

労働力の需給が最終的には一致し労働力の自由な移動が与えられていれば、第一節でのべたように、労働者は自己の能力と労働の種類の手、不得手を他と比較しながら、自由に職業を選択する。その結果、各人の労働の価格は、労働力の価値に基本的に一致する。ただし、労働力は完全に自由な移動が与えられており、需給も最終的には一致しうるとすれば、それが与えられていない現実の場合に生ずる、労働の種類の手、不得手からくる能力の差異は除去され、さらに、生産力の発達は、労働の単純化をとめない、それにつれて、ますます個人の熟練の差異はせばまり、同一の価値をもつ労働力は、同一の能力をもつようになるからである。かくして、基本的には、労働の価格の差異は、労働力の価値の差異、すなわち、単純労働力と複雑労働力の差異にもとづくのである。だが、このような場合でも、労働の価格と労働力の価値の不一致は、短期的、一時的に存在するであろう。しかし、このような不一致の事態をとらえて、「労働力の価値がどうであろうとも、同じ価値をうむ労働力を同じ価格で買う」という例証として挙げることは自由にできても、それは、おそらく氏のいわれる意味での法則の存在を例証することにはならない筈である。なるほど、このほかに、労働力の需要と供給の変動から生ずる労働の価格と労働力の価値の絶えざる不一致は存在しうるのである。ここから、需給の変動によつて変動する需給法則なり、価格法則なりの存在を主張することはできるであろう。だが、これは、労働力に限らず、一般商品についても存在する法則であつて、とりたてて、「相対的に独自の法則」と主張する必要もない。なぜなら、このような法則の存在は、だれしも認めているからである。そうだとすれば、舟橋氏は「男女差別価値説」を「信仰」されることによつて、そこから、独自の法則の例証をもとめる以外にない。

「もし同一労働・同一賃金の原則が労働力の価値法則に依拠したものであるならば、男女同一労働同一賃金の要求は、全く根拠を失つてしまうことになる。なぜならば、資本主義社会においては、女子の労働力の価値は、男子の労働力の価値にくらべて、低下するからである。」（前掲 317頁）

みられる通り、氏は「男女差別価値説」を信奉されることによつてはじめて、価値法則の純粋に作用するもとでも、「労働の価格法則」の独自性を主張

されうるのである。しかし、「男女差別価値説」はすでにのべたように誤つて
いるのである。かくして、「労働の価格法則」の独自性を主張する第一の根拠
は、崩壊するのである。

つぎに、第二の根拠を検討しよう。

「しかし、労働力の場合には、その使用価値は一樣な価値をうむのであり、
したがつて使用価値自体が価値をうむ能力として評価可能なものとなる。そ
こには労働力の使用価値を評価することのできる客観的条件ができてると
いつてよいのである。かくして、賃金は、労働力の価値ではなく使用価値
——価値をうむ力能——に比例して決定されることになる」（前掲 297頁）

「労働の価格法則」の相対的独自性を主張するに際して、氏が労働力の価値
による賃金の決定機構のほかに、相対的に独自の賃金決定機構を考案されよう
とされたことは、想像にかたくない。また、「労働の価格法則」の法則として
の相対的独自性を主張するためには、労働力の価値以外のものによる賃金の決
定機構を明らかにする義務が生ずる。ところで、氏がこのような義務をはつき
りと意識されたかどうかはともかくとして、相対的に独自の賃金決定機構を、
労働力の使用価値によつて説明しようとしてされている。だが、使用価値によつて
賃金の決定機構を説明しようとするれば、当然のこととして、その客観的評価の
可能性が問題になる。そこで、氏は説明される。労働力の場合には、一般商品
と異つて「その使用価値は一樣な価値をうむのであり、したがつて使用価値自体
が価値をうむ能力として評価可能なものになる。そこには、労働力の使用価値
を評価することのできる客観的条件ができてるといつてよいのである」と。

それでは、労働力の使用価値を客観的に評価しうる条件とは、具体的には、
どんなことであろうか。舟橋氏はつぎのように説明される。

「資本家は、買入れた労働力が普通の平均程度の緊張と社会的に慣行的な強
度で支出され、労働者が労働しないで時間が浪費されないように細心の監視
を行う。いいかえれば、労働力の使用が十分に発現されることに心をくば
る。そして賃金（直接的な買入価格）は、使用価値の発現の度合に応じて支
払われる。たとえば時間賃金の場合、賃金は労働時間の長短に応じて増減さ
れるし、遅刻した時には罰金制度が適用されて賃金がさしひかれ、また個数

賃金の場合、労働者がよく働いて（使用価値が十分に発揮されて）、生産物の個数が増加した時は、賃金はふえるし、その逆の時は賃金はへる。総じて賃金の支払形態は、労働力の使用価値の発現の度合を評価する仕組みを含んでいるといつてよい。」（前掲 300頁）

ここからつぎのことがわかるであろう。「資本家は、買入れた労働力が普通の平均程度の緊張と社会的に慣行的な強度で支出され、労働者が労働しない時間が浪費されないように細心の監督を行う。」その結果、「使用価値は一様な価値をうむ」条件がづくり出されると考えておられるようである。このような条件が与えられると、つぎには、「一様な価値をうむ」使用価値を客観的に評価する基準が必要になつてくる。氏はこれを賃金の支払形態にもとめられる。すなわち、「総じて賃金の支払形態は労働力の使用価値の発現の度合を評価する仕組みを含んでいるといつてよい」と。このようにして、舟橋氏は労働力の使用価値による独自の賃金定機構が説明されたとされるのである。すなわち、「かくして一般的には賃金は、労働力の使用価値——価値をうむ力能——に比例して決定されることになるのである」と。

だが、以上のことだけでは、一応は賃金の独自の決定機構を説明したことになるかも知れないが、厳密に言えば、賃金のどのような決定機構を説明したのかは明らかではない。つまり、労働力の使用価値が、賃金の額そのものを決定するといふのか、それとも、賃金の格差だけを決定するといふのか、必ずしも明確ではない。もし、労働力の使用価値が、賃金の額そのものを決定するといわれるならば、いいかえれば、労働力の使用価値は、賃金の支払形態が、時間賃金であれ、個数賃金であれ、いずれにしても、その単位あたりの賃金額（賃率）の高さを決定するといわれるならば、このかぎりでは、吉村昶氏のいわれる「賃金＝労働の価格と労働力の価値とは、ポエム・バヴェルクとマルクスとに完全に切断された」（「賃金問題における一論点」経済評論 1957年2月号93頁）という批難は妥当することになる。だが、舟橋氏は賃金は労働力の使用価値に「比例して」決定されるといわれていることから、労働力の使用価値が、賃金の額そのものを決定するとはいわれないと思う。そうだとすると、労働力の使用価値は、賃金の格差そのものを決定するといわれていることになる。こ

の点について、岸本英太郎氏は、舟橋氏の見解を解説されて、つぎのようにいわれる。

「賃金の格差は、労働者階級各層の資本にたいする抵抗力の相違という社会的政治的要因を度外視して経済理論的に考察すれば、それは労働力の価値の相違と労働力の使用価値の相違とによつて規定されるのである。ただ労働力の価値は賃金そのものを規定することによつて賃金の格差を規定するが、労働力の使用価値は賃金の格差を規定するだけで賃金そのものを規定するのではないのである。」（「賃金論考」経済評論 1958年11月号132頁）

だが、労働力の使用価値が、賃金の格差のみを決定するということになれば、それによつては、賃金の独自の決定機構を説明したことにならないし、したがつて、「労働の価格法則」の相対的独自性を説明する根拠は、うすれてくるという矛盾におちいる。だが、このことはともかくとして、舟橋氏は同一労働同一賃金の要求が存在する事実から、「労働の価格法則」の独自性を確認されようとする。すなわち、「いうまでもなく労働の価格を支配する法則は、搾取法則に支配されることによつて、それが現実に貫徹するのをはばまれてゐる。だからこそ同一労働同一賃金についての労働者階級の斗争が長期間にわたつて行われていることは、この原則が現実に矛盾しているからではなく、かえつてこの原則が現実的根拠をもっているからだ」（「賃金の基礎理論についての覚書」304頁）とのべられる。いわば、同一労働同一賃金の原則は、労働の価格法則に依拠するのだと説明される。ところで、さきにのべたように、労働の価格法則は、賃金の格差のみを規定するのであるから、この法則によつて、同一労働同一賃金の要求がなされるとすれば、その要求は、賃上げを前提せず、単に賃金の格差のみを問題にするだけに終るであろう。この要求は単に格差のみの問題でなく、相対的過剰人口の圧力のもとで、価値以下に引下げられた賃金額の引上げ要求をも含んだものである。したがつて、氏のような見解は、結局において、きわめて実践的な要求から生れた同一労働同一賃金の原則を説明するには不十分であるし、また誤つている。同一労働同一賃金の原則は、すでにのべたように、価値法則から説明されるべきであつて、それによつてはじめて、この実践的な要求に理論的な支柱を与えることになるのである。

最後に、「男女差別価値説」の誤りが明らかであるとすれば、舟橋氏が黒川氏の批判に答えてつぎのようにいわれるとき、「労働の価格法則」とは、結局において、誰も否定しない需要と供給の変動を現象的に説明する労働力についての需給法則、ないしは価格法則をさしていることになる。そうだとすれば、ことさらに、「労働の価格法則」の独自性を主張する根拠はなくなってしまうといつてよい。氏のつぎの章句は、このことを裏書するものであろう。

「したがって黒川氏がいわれるように労働力の価値は、つねに根本的な力として作用するものだとすることを決して否定するものではない。ただいいたいことは、このような根本的なあるいは一般的な法則は、作用範囲の限定された労働の価格法則、労働（力）の市場価格の法則などのいわば現象的法則（転化形態における法則）を媒介にして貫徹するものだとすることなのである。」（「労働の価格法則再論」経済評論 1959年5月号117頁）

三

つづいて、吉村勳氏の所説について検討しよう。氏もまたさきの黒川、舟橋両氏について、第三の「男女差別価値説」の信奉者である。だが、この点はさておき、おず氏のいわれるところを聞こう。氏は具体的な賃金問題を論ずるに当つては、一般的抽象的な労働力の価値規定では不充分だとのべられ、つぎのようにいわれる。

「けだし一般的抽象的な意味における労働力は、常に何らかの具体的有用労働を遂行する具体的な労働力という形態で存在し、氏原氏も指摘されるように『具体的には特殊な職業のある等級の労働力として存在し、同じ職業又は類似の職業は、労働市場一般の規定を受けながら、一応別個の労働市場を形成している』と考えられるからである。最も抽象的・一般的規定における労働力の価値（労働力の社会的再生産費の平均値）は、このような具体的有用労働（その対象化したものとしての使用価値）の質によつて区別される幾多の労働力群の労働力の価値の平均値にすぎない。そして具体的有用労働（その対象化したものとしての使用価値）によつて区分される労働力群において、同一群（もしくは序列）に属する労働力の価値は同一である」（「賃金問

題における一論点」経済評論 1957年2月号90頁)

みられるとおり、氏の特徴は「具体的有用労働の質によつて区分される労働力群において、同一群に属する労働力の価値は同一である」という規定にあらわれている。ところで、このような見解を検討するにさき立ち、まずわれわれが考えておかなければならないことは、いかなる角度から労働力の価値を問題にしているかということである。この点については、「けだし一般的抽象的な意味における労働力は、常に何らかの具体的な労働力という形態で存在し、云々」といわれていることから、吉村氏は、労働力の価値を本質と形態との関係で問題にされたように思われる。そこで、このような氏の基本的態度を尊重して、本質と形態との関係で以下の議論を整理してみよう。

氏は独自の労働力の価値を規定するに先だち、氏原氏を引用して、「同じ職業又は類似の職業は、労働市場一般の規定を受けながら、一応別個の労働市場を形成」するとべられる。すなわち、労働市場一般と「同じ職業又は類似の職業」ごとに成立する労働市場との二つの市場についてのべられる。だが、さきの約束にしたがつて、この二つの労働市場を、抽象的な労働市場と具体的な労働市場と解するのが、吉村氏にもつとも忠実であろう。だが、もつとも抽象的な労働力の価値が、このような具体的な労働市場に存在する労働力の価値の「平均値にすぎない」といわれるとき、具体的な労働市場に存在する労働力の価値が、どのように平均化されて、もつとも抽象的な労働力の価値になるのかは、一向にあきらかでない。このように、両者の関係が不明確なまま、吉村氏は「具体的有用労働によつて区分される労働力群において、同一群に属する労働力の価値は同一である」という命題を立てられる。

ところで、労働市場一般あるいはもつとも抽象的な労働力の価値と、具体的な労働市場やその市場で考えられる労働力の価値との相互関係については、これ以上問わないとしても、この命題からつぎのような疑問が生ずる。第一に、このような労働力群ごとの市場、いいかえると、「同じ職業又は類似の職業」ごとに成立する労働市場が、どういう意味で成立するのか、たとえば、一般商品の市場とくらべてどうなのか、ということである。だが、この点については、吉村氏は全然ふれておられないので、ここでは一応除外することにする。

第二に、このような労働市場の成立は、どのような理論的段階において考えられているかということである。つまり、労働力の自由な移動が与えられていて、労働力の需給の一致している段階、あるいは、少なくとも需給の一致する条件が与えられている段階なのか、それとも、いわば恒常的に需給が不一致の段階なのか、ということである。けだし、この点が明確にならなければ、たとえそのような労働市場が存在し、そこで労働力の価値がきまるといつても、この命題を論証することにならないからである。だが、吉村氏は、この命題について、具体的につぎのように説明しておられる。

「たとえばある旋盤熟練工が失業して、道路清掃労働者になった場合、彼の労働力の価値は、旋盤熟練工としてではなしに、彼が新たに参加した労働力群の遂行する具体的有用労働（道路清掃）の質によつて規定された労働力の価値規定にしたがうのである。すなわちここでは、彼が旋盤工として就業する場合に必要なあつた訓練・育成費も、熟練労働者として成長するに要した訓練・習熟費も、社会的には空^{ウム}コスト^{ステン}と化し、特殊な訓練・習熟・育成費を要せぬ、道路清掃という単純な労働を遂行するための単純労働力の価値規定に従属するのである」（前掲 90頁）

みられるとおり、氏は労働力の価値の低い方への平準化の例をあげておられる。ところで、ここからわかることは、さきの命題が労働力の自由な移動が保障され、労働力の需給の一致している段階、また、少なくとも最終的には、需給が一致する条件、そのいずれの条件のもとでも考えられていないことは明らかである。なぜならば、このような理論的前提のもとでは、偶然的、一時的なことを別とすれば、失業して旋盤工が掃除夫になるような状態はありえないからである。このような状態が、いわば恒常的なものとしておこりうるのは、労働力の需給の不一致の段階、いかえると、相対的過剰人口の存在すより現実的な段階であろう。すなわち、吉村氏独自の「価値論」は、このような需給不一致の段階を前提しているように思われる。だが、そのことによつて、氏の価値論は正しいとはいえない。そこには、理論と現実、本質と現象の混同がある。このような混同は、労働力の価値の考察段階をはつきり区別しなかつたところから生じたのである。なお、もう少し検討してみよう。

需給の一致が最終的に与えられているところでも、生産力の急激な変化がおこり、そのため、旋盤工は社会的に不要となり、大量に失業して、そのうちあるものは、清掃夫になる場合があるであろう。その場合には、たしかに、旋盤工の育成費は社会的空費となるであろう。しかし、こういう状態は、前述の理論的前提のもとでは、あくまでも一時的、経過的なものであり、いかに資本主義が無政府生産の社会であつても、また、労働力が特殊な商品であろうとも、需給の諸変動を通じて終局において調整されるのであるから、正常な状態とは認めがたい。最終的にでもせよ、ともかく需給が一致する段階で考えた場合、吉村氏の例は、労働力の価値変動の特殊な説明になつても、一般的な説明にはならないであろう。

つぎに、恒常的に需給の不一致の段階で考えてみよう。ここで、さらに賃金は労働力の価値に一致するという前提をもうけるならば、氏の例はたしかに、労働力の価値の「変容」を説明することができる。だが、需給の不一致の段階で、労働力の価値と賃金が一致するという前提は全く矛盾しており、両者は全く相いれないものである。そうだとすれば、この例は、たかだか、賃金の変動を説明するだけであつて、労働力の価値の「変容」を説明したことにはならない。この同じ氏の原理は、男女の労働力についても応用される。

「ある種の労働が婦人・児童によつて、成年男子と同じ能率において遂行されると、その労働を行う労働力群の労働力の価値は、婦人・児童のそれにちがはずき、成年男子の労働力の価値規定における家族扶養分はいうまでもなく、それまでの育成費さえも、社会的には空費となるのである。」（前掲90頁～91頁）

みられるように、男女が同じ労働をしている場合、氏によれば、男子の労働力の価値は、価値の低い女子の労働力の方へ平準化されるととかれる。ここでは、さきに指摘した誤りのほかに、これも第一節でのべた「男女差別価値説」の誤りが追加される。「男女差別価値説」についてはすでにのべたので、ここでは指摘するにとどめる。さて、吉村氏の価値論によれば、男女が同じ労働をする場合には、男子の賃金は女子の低い水準に低下するのはふせぎえないという結論となるであろう。そうだとすると、きわめて実践的な要求である同一労働

働同一賃金の原則は、男女に関する限り、男子労働者の賃金が女子労働者のより低い賃金水準に平準化することによつてのみ達成されるという奇妙な結論に達するであろう。このような結論からは、同一労働同一賃金の原則が、賃金の格差のみでなく、同時に、賃金水準の引上げをも含んでいるという積極的な主張はでてこないであろう。このような誤つた結論に到達したのは、考察の理論的段階を区別しなかつたことにもよるが、さらに、本質と現象との混同にもよつている。

氏はこの独自の価値規定を名ずけて「同一労働力・同一賃金の法則」といわれる。ここにわれわれは、本質と現象との混同をみるのである。すなわち、賃金は労働力の価値の現象形態として、いいかえれば、労働の価格としてしかあらわれないにも拘らず、本質の問題としての労働力の価値とをごつちやませにして、しかもそれを法則とよばれるのである。ついでにいえば、同一労働同一賃金の原則は、法則ではなく、社会的運動の一環として発生した、きわめて実践的な労働者階級の要求原則である。しかし、その要求原則は、価値法則にしたがつたものであり、資本主義社会で実現しうる原則であるというだけである。